

令和 4 年度 水戸市介護サービス事業者集団指導

令和 4 年度 運営指導における指摘事項 地域密着型個別サービス編

(令和 4 年 1 月～10 月末)

令和 4 年 11 月 14 日 (月)

水戸市福祉部福祉指導課

指導第 2 係

○ 令和4年1月～10月の運営指導の概要

サービス種別	運営指導件数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
地域密着型通所介護	16
認知症対応型通所介護	1
小規模多機能型居宅介護	1
看護小規模多機能型居宅介護	2
認知症対応型共同生活介護	16
地域密着型介護老人福祉施設	1
計	39

○ 本書の読み方

(1) 「サービス種別」の欄については、令和4年1月～10月の運営指導において実際に指摘したサービスのみ掲載しています。記載がないサービス事業所においても、関係法令及び市ホームページに掲載の自己点検シートを確認し、少なくとも1年に1度は事業運営状況や介護給付費算定要件を自主的に点検してください。

(2) サービス種別の略称は、以下のとおりです。

定期巡回 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

認知症通所 : 認知症対応型通所介護

看多機 : 看護小規模多機能型居宅介護

地域老福 : 地域密着型介護老人福祉施設

地域通所 : 地域密着型通所介護

小多機 : 小規模多機能型居宅介護

GH : 認知症対応型共同生活介護

(3) 本資料において特に説明のない場合は、指定介護予防を含みます。

1 運営基準について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
運営規程	1	運営規程に「通常の事業の実施地域」の項目の記載がありませんでした。 また、指定地域密着型通所介護の利用料の額について、現に算定している加算の額が明記されていませんでした。	運営規程に記載しなくてはならない項目については、サービスごとに異なるため、それぞれ確認してください。 なお、「苦情処理手順及び窓口の項目」及び「入退所の基準」については、市独自基準となっています。	地域通所
	2	運営規程に「入退所の基準」の項目が記載されていませんでした。		GH
	3	宿泊サービスにおける運営規程について、「宿泊サービス利用に当たっての留意事項」及び「その他運営に関する重要事項」の項目が記載されていませんでした。		地域通所（宿泊）
内容及び手続の説明及び同意	4	重要事項説明書に「事故発生時の対応」の項目が記載されていませんでした。	「事故発生時の対応」とは、サービス提供により事故が発生した場合の対応方法のことであり、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を行う事業所内の体制や、当該事故の状況及び事故に際して採る処置について記載してください。	GH
	5	重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目が記載されていませんでした。	「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の項目については、平成30年度から説明すべき項目として追加されています。 重要事項説明書には「実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」及び「評価結果の開示状況」の4項目を記載してください。	定期巡回，地域通所，看多機，GH

勤務体制の確保等	6	ハラスメント防止のための必要な措置を講じていませんでした。	事業者は、職場によるハラスメントにより従業員の就業環境が害されることを防止するため、以下の措置を講じてください。 ① 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 ② 相談（苦情を含む。）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。	GH
非常災害対策	7	立地上起こり得る非常災害に対処するための具体的計画の整備が不十分でした。	非常災害に対する具体的計画は、消防計画だけではなく、地震等の事業所の立地等から起こり得る非常災害すべてについて書面で整備してください。	GH
秘密保持等	8	従業員又は従業員であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていることが確認できない従業員がいました。	利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を従業員の雇用時に取り決める等、従業員又は従業員であったものが正当な理由なく、業務上知り得たこれらの秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じてください。	看多機
定員の遵守等	9	運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行っている期間がありました。	今後は、利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行わないよう指針を遵守してください。	認知症通所（宿泊）

2 人員基準について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
従業員の員数	10	生活相談員が、事業所のサービス提供時間の中で、配置されていない日がありました。	生活相談員は、事業所のサービス提供日ごとに、サービス提供時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数を、サービス提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数配置してください。	地域通所

従業者の 員数 (つづき)	11	訪問看護ステーションとの連携により当該事業所に出勤する看護師の出勤日及び勤務時間が確認できる書類がありませんでした。	他事業所から派遣された職員であっても、地域密着型通所介護の人員基準上で必要な職種に従事している場合は、出勤日及び勤務時間が確認できる書類（タイムカード等）を整備し、保存してください。	地域通所
	12	夜間時間帯において、オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員が配置されていませんでした。	提供時間帯を通じて、オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員を配置してください。	定期巡回
勤務体制 の確保等	13	月ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数等が確認できる書類の作成に当たり、併施設等に勤務した時間と明確に区分されていませんでした。	月ごとの勤務した職種及びその職種別の勤務時間数等が確認できる書類の作成に当たっては、併施設等に勤務した時間と分け、それぞれに従事した時間数を記載してください。 また、法人の役員であっても、人員基準上で必要な職種に従事している場合は、出勤日及び勤務時間が確認できる書類を整備し、保存してください。	地域通所

3 個別サービス等計画について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
個別サービス計画	14	個別サービス計画を作成する際、利用者の心身状況を把握した根拠となる情報が記録に残されていませんでした。	個別サービス計画は、居宅サービス計画書の内容に沿って、個別サービス事業者として、情報収集を行った上で利用者の心身状況の把握、課題抽出及び課題解決のための目標・サービス内容の設定を行い、作成してください。 なお、情報収集は初回のみではなく、計画の更新、変更時にも行い、情報収集した際は、記録に残してください。 また、個別サービス計画を更新する際は、サービスの実施状況や目標に対する評価を実施し、利用者又は家族に説明を行ってください。	地域通所

居宅サービス計画	15	居宅サービス計画を作成した利用者について、新規作成時はアセスメントを実施していましたが、変更時にアセスメントを実施した記録が確認できない事例がありました。	居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接してアセスメントを行い、記録してください。	小多機
	16	居宅サービス計画の変更時に、サービス担当者会議を開催していない事例がありました。	居宅サービス計画の新規作成及びその変更する際は、原則としてサービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者で共有し、担当者からの専門的な見地からの意見を求めてください。	小多機
	17	居宅サービス計画のモニタリングが適切な時期に実施されていませんでした。	少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、その結果を記録してください。	小多機
	18	支援経過に記載されるべき項目が記載されていませんでした。	アセスメント及びモニタリングの実施や面接場所、プランを交付したこと等について、支援経過等に過不足なく明確に記録してください。	小多機
	19	サービス提供の開始に際し、重要事項の説明や利用契約前にサービスの提供を行っている事例がありました。	サービス提供は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供に関する契約を文書により締結してから実施してください。	小多機

4 報酬・加算について

項目	No.	指摘事項	水戸市からの助言	サービス種別
延長加算	20	同一日に宿泊サービスの提供を受けた利用者に対して延長加算を算定していました。	延長加算は、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受ける場合には算定できません。	地域通所

生活機能向上連携加算	21	生活機能向上連携加算の算定要件を満たしていることは確認できましたが、「生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画」に記載すべき内容が不十分な事例がありました。	<p>「生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画」には、以下の内容を過不足なく記載するとともに、達成目標については、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 理学療法士等と共同して実施した生活機能アセスメントの結果 ② 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 ③ 生活機能アセスメントの結果に基づき、②の内容について定めた3月を目途とする達成目標 ④ ③の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 ⑤ ③④の目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容 	GH
初期加算	22	初期加算の算定について、30日を超えない入院の後に利用を再開した利用者について算定していました。	初期加算を算定する場合は、新たに登録した利用者又は30日を超える病院又は診療所への入院後に利用を再開した利用者であることを確認してください。	看多機